

障がいをお持ちのかたへの手当のご案内

健康福祉課障害福祉係 TEL 25-1183

対象となるかたの年齢や障がいの程度により、受給できる手当があります。
各手当の手続のほか、相談などありましたら、健康福祉課障害福祉係へ問い合わせてください。

手 当 (支給月額)	対 象 者
特別障害者手当 29,590 円	20 歳以上で著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とするかた (障害者支援施設や特別養護老人ホームなどに入所しているかた、病院などに継続して3カ月以上入院しているかたを除く)
障害児福祉手当 16,100 円	20 歳未満で重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とするかた (障害児入所施設などに入所しているかたや、障がいを支給事由とする年金を受けることができるかたを除く)
特別児童扶養手当 1 級 56,800 円 2 級 37,830 円 ※手帳の等級とは異なる	20 歳未満の精神、身体または知的の障がいのある児童を監護している父母または養育者 (障害児入所施設などに入所しているかたを除く) 障がいの程度：身体 1～3 級程度、療育 A～ B1 程度 または診断書による自閉症や広汎性発達障害など

- 診断書などによる障害程度の認定が必要です。
- 所得制限があります。本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が、制限額以上あるときは、その年の8月分から翌年7月分までの手当が支給停止となります。

児童扶養手当制度

健康福祉課子育て支援室 TEL 25-1184

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るための制度です。

受給
できるかた

手当を受けることができるかたは、次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している母や、児童を監護し生計を同じくする父または児童を養育しているかたです。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がい (国民年金の障害等級 1 級程度) にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母の婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 父母とも不明である児童

※なお、児童が身体または精神に中程度以上の障がいを有する場合は、手続きにより 20 歳未満まで手当の支給延長が認められます。
※手当の額は、請求者 (受給者) または配偶者および扶養義務者の前年の所得 (1 月から 9 月の間に請求する場合は、前々年の所得) により、全部支給、一部支給、支給停止 (支給なし) の区分が決まります。

くわしくは、市ホームページを確認するか、または直接問い合わせてください。

